平成２５年（フ）第４７号
神戸市西区伊川谷町有瀬817番地の１　702号、前住所神戸市西区伊川谷町別府114番地の11
破産者　住本　典雄
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第９９号
鳥取県鳥取市田島638番地　トマトハイツ５号、旧住所鳥取県鳥取市若葉台南３丁目11番12号
破産者　西垣　正人
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４４号
山口県柳井市古開作1192番地19
破産者　萬谷　英俊
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第１４号
埼玉県春日部市緑町１丁目14番18号　レオパレス緑町306号
破産者　長谷川　稔
1　破産債権の届出期間　平成26年３月31日まで
2　一般調査期日　平成26年４月18日午前11時
平成26年３月10日
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３８６号
兵庫県尼崎市大庄北４丁目12番２号、前住所兵庫県尼崎市南武庫之荘６丁目14番18号
破産者　山本　時義
1　破産債権の届出期間　平成26年４月７日まで
2　一般調査期日　平成26年５月23日午前10時15分
平成26年３月７日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２６７号
広島市中区平野町２番１―302号、申立時の住所広島市南区出島２丁目21番８号
破産者　永井　文三
1　破産債権の届出期間　平成26年４月10日まで
2　一般調査期日　平成26年５月30日午後１時30分
平成26年３月11日
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９００号
北九州市小倉北区黒住町15番２号
破産者　池廣　健二
1　破産債権の届出期間　平成26年４月10日まで
2　一般調査期日　平成26年５月15日午後１時40分
平成26年３月10日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２３４５号
札幌市東区中沼西４条１丁目３番３号
破産者　渡邊　　力
1　破産債権の届出期間　平成26年４月11日まで
2　一般調査期日　平成26年５月16日午後４時
平成26年３月10日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２８００号
大阪市西区新町１丁目６番23号
破産者　ミキバルブ工業株式会社
1　破産債権の届出期間　平成26年４月11日まで
2　一般調査期日　平成26年５月19日午後３時
平成26年３月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０９５号
大阪市浪速区恵美須西３丁目３番26号　グランドウィング402号
破産者　山中　真也
1　破産債権の届出期間　平成26年４月11日まで
2　一般調査期日　平成26年５月19日午後３時30分
平成26年３月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４８０号
兵庫県西脇市小坂町川原37―14―３―505、住民票上の住所兵庫県芦屋市新浜町２番３―904号
破産者　塩谷　秀和
1　破産債権の届出期間　平成26年４月18日まで
2　一般調査期日　平成26年５月22日午後３時30分
平成26年３月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１３号
和歌山市布施屋607番地の１ライオンズマンションリバーサイド布施屋701号、開始決定時の住所和歌山県紀の川市貴志川町国主48番地７
破産者　峯野　和也
1　破産債権の届出期間　平成26年４月18日まで
2　一般調査期日　平成26年５月26日午前10時35分
平成26年３月11日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４０号
京都府亀岡市篠町柏原田中30番地２
破産者　吉岡清行政書士事務所こと　吉岡　清
1　破産債権の届出期間　平成26年４月22日まで
2　一般調査期日　平成26年６月10日午前10時
平成26年３月11日
京都地方裁判所園部支部破産係

債権者集会招集

平成２４年（フ）第５７０４号
大阪市都島区片町２丁目８番１号
破産者　光陽産業株式会社
1　期日　平成26年４月16日午後１時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成26年３月10日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２５年（フ）第５４６５号
大阪府交野市藤が尾１―４―11―304、住民票上の住所大阪府交野市星田１丁目34番２―203号
破産者　瀬川かおり
異議申述期間　平成26年４月28日まで
平成26年３月10日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１３８号
群馬県太田市東新町26番地２
破産者　須田　哲夫
免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
平成26年３月11日　前橋地方裁判所太田支部

免責審尋期日

平成２５年（フ）第８０５８号
千葉県佐倉市大崎台３丁目16―19
破産者　宮嶋加代子
審尋期日　平成26年５月26日午後２時
平成26年３月７日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８０５９号
神奈川県川崎市高津区北見方１丁目17―２
破産者　茂野　秀子
審尋期日　平成26年５月26日午後２時
平成26年３月７日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２６年（再）第１１号
東京都品川区南大井６丁目20番８号マルイト大森第２ビル６階
再生債務者　株式会社禅
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後４時30分
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年４月８日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成26年５月13日から平成26年５月20日まで
東京地方裁判所民事第20部